

(((( ( **技術・行政情報** ) ))))

## 米国の環境規制緩和論議

### Debate on Environmental Regulatory Reform in the U.S.

共和党議会になってほぼ半年になるが環境分野でも、エネルギー省の廃止を含めて様々な法案が導入されている。なかでも、議論を呼んでいるのが環境規制の見直し法案である。背景には、環境運動そのものの見直し議論もみられる。そこでどのような議論がなされているかをまとめてみた。

#### エコリアリズム

まず背景にあるが、米国における環境運動全体に台頭しつつある「エコリアリズム」の考え方である。「エコ・リアリズム」の言葉を提唱したのは、ニューズウィーク誌の環境問題専門記者グレッグ・イーストブルックであった。彼の著書「A moment on Earth」には、過去の環境対策により米国の環境は見事に改善された、と言う事実を様々なデータにより明らかにしている。

- \* 大気汚染：大気中の鉛濃度は75年当時より95%も低下。大気汚染規制値を満たしていない地域の人口は82年から92年の間に1億人から5400万人に減少。
  - \* 酸性雨：10年間にわたる政府の調査の結果「米国／カナダでは酸性雨によって森林が被害を受けた証拠はなかった」ことが判明。酸性度が高い湖の比率も、心配された50%よりずっと低い4%程度、と判定。
  - \* 森林：米国における森林面積は、一般に思われているのと反対に、むしろ増加している。19世紀は、マサチューセッツ、バーモント両州の森林面積比率は35%であったが、今は59%まで増加。
  - \* 廃棄物・資源効率：埋設される産業廃棄物の量は1988年をピークに減少傾向。リサイクルの促進が原因と推定される。70年代に生産されていたソーダ缶は一缶あたり740グラムの金属を消費。それが現在でわずかに160グラム。ボーイング757はそれまでのジェット機に比べ30%も燃費を向上。
- このような数字を上げて、イーストブルック氏は、環境運動は警告主義や悲観主義だけで対応するのでは

なく、現実的な成果を公正に評価して、今後の環境対策に役立てよう、と呼びかけている。いたずらに、リスクをおおるだけでは、かえって公正な環境対策が望めない、と言う主張である。

#### 1972年水質浄化法改正案にみる環境規制緩和

これに便乗するかのように見えるのが、キングリッチ／ドール共和党議員らによる環境規制緩和法案の続出である。これまでの環境規制はコストがかかり過ぎている、との反省から「今後は規制の実施に当たって必ずコスト効果を計るべし」との法案が下院で通過。この他にも環境団体から反対の多い規制緩和法案を続々増入している。

その一つで最近注目されているのが1972年水質浄化法 (Clean Water Act) の改正案で、これが5月16日下院で240対185の差で通過。この法案の要点は以下のとおり。

- \* 水質汚染規制の管轄の多くを連邦 (EPA) から州政府に移管
- \* 全国の湿地帯は生態学的な見地から「保護すべき湿地帯」の定義を明確にする
- \* 本来保護すべきでなかった湿地帯については、国が所有者に賠償金を支払う

問題は、「保護すべき湿地帯」の定義が、従来より非常に厳しくなると言う点だ。たとえば、修正法案によれば、「植物の成育期 (主に乾燥期で温暖) に連続して21日間浸水している」ことが、保護の条件として加えられるという。これはブッシュ政権時にクエール副大統領の主催する競争力評議会が提案した定義と同様である。この定義を用いれば、全国ではほぼ半分の湿地帯が保護から外れると推定されている。これに対し、全米の環境団体ならびにクリントン政権は「湿地帯は生態バランス上極めて重要で、この法案は環境に深刻な影響をもたらす」として反対運動を続けている。

こういった論争に対し、科学的見地から評価した報

## (((( ( 技術・行政情報 ) ))))

告書が全米科学アカデミー（NAS）より最近発表された。その結論は、基本的に規制緩和に反対で、現状の保護基準は科学的にみて効果的であり適切である、と判断している。たとえば、上記の「21日間」基準に帯しては、「（浸水の定義は）より短期間で、しかも植物の根の部分での評価が必要。その時期はむしろ温暖期でなく寒冷期で行うべき」と、分析している。

このように、米国の環境規制緩和論議は、一方でよ

りコスト効果を高めようと言うコンセンサスがある半面、科学的に正当な評価をすべきである、と言う点では政治的対立が続いている。このような法案の動向は、90年代後半の米国環境政策を左右する動きとして注目される。

（マサチューセッツ工科大学国際問題研究センター  
主任研究員 鈴木 達治郎）

### 他団体ニュース

## 「第10回CO<sub>2</sub>固定研究会」について

＜主 催＞ 日本化学会二酸化炭素固定研究会  
 ＜会 期＞ 平成7年9月7日(木) 13:00～17:00  
 ＜会 場＞ 大分大学地域共同研究センター セミナー室  
 大分市旦野原700番地  
 TEL: 0975-69-3311 内線 801

＜参加費＞ 日本化学会二酸化炭素固定研究会会員  
 の方は無料。非会員で参加ご希望の方  
 は、本研究会にご入会下さい。（入会費  
 3,000円）

### ■ 申込先

〒870-11 大分市旦野原700 大分大学工学部応用化学科 滝田 祐作  
 電話: 0975-69-7979 FAX: 0975-69-5102